

有線テレビジョン放送および有線ラジオ放送サービス約款

第1章（総則）

第1条【約款の適用】

株式会社たけはらケーブルネットワーク（以下「タネット」という。）と、タネットが行う有線テレビジョン放送および有線ラジオ放送のサービス（以下「本サービス」という。）の提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に締結される契約（以下「加入契約」という。）は、以下の条項によるものとします。

2 タネットは、放送法の規定に基づきタネットが別に定める料金表により本サービスを提供します。

3 タネットが提供する本サービス以外のサービスについては、別に定めるサービス約款および規約等を適用するものとします。

第2条【用語の定義】

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
基本サービス	一般放送サービス 地上デジタル放送・自主番組・BSデジタル放送、 CSデジタル放送（無料放送のみ）ラジオ放送 デジタルBS CS 多チャンネル（有料）サービス 加入者が、直接契約を締結することで視聴可能となるサービス
(追加サービス名称)	
(有料)ハイチャンネル	タネットの契約者が、基本サービスで視聴可能なチャンネルの他に、ハイチャンネルに対応した利用料金を支払うことで、視聴が可能となる追加サービス。
(その他名称)	
CATV施設	本サービスを提供するために必要となるタネットの施設。 タネットの所有または長期借用する受信設備・ヘッドエンド設備・伝送路設備・光分岐器・引込線・光終端機器およびこれらに付属する設備で、かつ光終端機器より1次側を指す。
CATV信号	タネットが本サービスを提供する為にCATV施設に送信する信号。
TV端末	テレビ等、タネットが本サービスにおいて送信する音声・映像等の信号を受信する為の受信機。
1次側	光終端機器本体装置より屋外側。
2次側	光終端機器2次側出力端子以降。
戸建住宅	一戸建の住宅で、1つの世帯が居住する建造物。
集合住宅	2以上の複数世帯が居住する建造物（アパート・マンション等の賃貸または分譲の住宅で、タネットが判断するもの）。
受信設備	地上デジタル放送の放送局やFMラジオ放送の放送局からの信号、放送衛星（BS）・通信衛星（CS）等からの信号を受信する為の設備。
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団。
宅内工事	光終端機器の2次側出力端子より屋内側の施設（同軸ケーブル、分配器、分岐器、増幅器、接続端子等）の設置工事、TV端末への接続、TV端末のチューニング作業。
光分岐器	伝送路設備から引込線を取り出す部分に設置される機器。
伝送路設備	ヘッドエンドから送出した信号を伝送する為の設備の総称。
引込線	光分岐器より加入者の指定する建造物に設置された光終端機器まで敷設された光ドロップケーブル。
引込工事	引込線の敷設および光終端機器の設置をする工事。
ヘッドエンド	番組を送出する設備の総称で、受信設備で受信した信号を、伝送路設備に送出する為の設備の集合体。

光終端機器	加入者の指定する建造物の外壁等に設置し、引込線と建造物内の配線を接続する為の機器。
ラジオ端末	ラジオ等、タネットが本サービスにおいて送信するFMラジオ放送等の信号を受信する為の受信機。

第3条【約款の改正】

タネットは、本約款の内容を、総務大臣に届け出た上で改正することがあります。約款の改正後、本サービスの内容および料金その他の提供条件は、改正後の約款によるものとします。

第2章（契約）

第4条【契約の単位】

加入契約は、引込線1回線毎に行うものとします。ただし、引込線1回線に対して、加入する世帯が複数となる等の場合には、加入契約を個別に行います。

2 タネットは、集合住宅の代表者（以下「オーナー」という。）との間で、別に定める契約（以下「集合住宅加入申込契約」という。）を締結するものとします。また、加入契約の内容は、集合住宅加入申込契約の内容を優先します。

3 住宅以外の建造物（事業所等の法人施設、ホテル・旅館等の宿泊施設、病院等の医療施設等）については、当該建造物の代表者との間で、別に定める契約を締結するものとします。また、加入契約の内容は、当該契約の内容を優先します。

第5条【契約の成立】

加入契約は、タネット所定の申込書に必要事項を記入・捺印した上で、タネットにこれを提出し、タネットがその申込書の内容を承諾した時点で成立します。但し、加入者は申込書の日付から8日以内であれば、契約の撤回、解除ができるものとします。

2 加入者は、加入契約の成立について、本サービスの提供を受ける建造物が加入者の個人所有である場合を除き、地主・家主・その他の利害関係人がある場合は、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。なお、タネットは、このことに関して後日問題が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。

3 集合住宅においては、次の各号に従い加入契約が成立するものとします。
(1) タネットとオーナー間で集合住宅加入申込契約を締結する。
(2) サービス内容等については、当該集合住宅加入申込契約によるものとする。
(3) 原則として、1つの集合住宅に対する引込線は1回線とし、これを集合住宅の各世帯に分配することで、集合住宅の全戸で基本サービスを利用できる状態にする。
(4) 前号の集合住宅の全戸で基本サービスを利用できる状態にする工事について、これに要する費用を、当該集合住宅加入申込契約に従いオーナーが負担する。
(5) 基本サービス以外の加入契約は、加入者である各世帯と締結し、タネットとオーナー間の契約内容は、当該集合住宅加入申込契約の内容を優先する。

4 住宅以外の建造物（事業所等の法人施設、ホテル・旅館等の宿泊施設、病院等の医療施設、等）においては、タネットと当該建造物の代表者との間で別に定める契約を締結しサービスが利用可能になった時点で、加入契約が成立します。

第6条【申込内容の承諾の拒否】

タネットは、加入者より申込書の提出があった場合でも、次の各号の場合には、承諾しないことができるものとします。

(1) CATV施設を設置および保持することが困難な場合
(2) 加入者が、本約款上要請される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
(3) 加入者が、申込書に記入した内容に虚偽・誤記・不備（名義、捺印、その他必要事項の相違・記入漏れ）が有る場合
(4) 加入者が、タネットの放送する番組の著作権その他を侵害するおそれが有ると認められる場合
(5) 本サービスを含むタネットが提供するサービスの不正利用等により、過去に契約の解除をされていることが判明した場合
(6) 加入者が、未成年であり、保護者の同意を得ていない場合
(7) タネットの業務遂行上、著しく支障が有る場合
(8) その他、加入者が、本約款に違反するおそれがあると認められる場合

第7条【契約期間】

加入契約の期間は、加入契約が成立した月の翌月から1年間とします。

2 加入契約期間満了の1ヶ月前までに、タネットまたは加入者いずれからでも、タネット所定の書類により何ら申し出の無い場合は、加入契約期間を1年間延長するものとし、以後これに準ずるものとします。なお、加入契約の解約および解除については、本約款の第9章（解約と解除）【解約】・【契約の解除】の規定によるものとします。

3 加入契約による、本サービスの最低利用期間は6ヶ月とします。

第8条【名義変更】

加入者は、相続または特にタネットが認める場合において、加入者の名義を継承する者に名義を変更することができるものとします。

2 加入者は、名義を変更する場合、タネット所定の名義変更届等により、タネットに対し速やかにその旨を申し出るものとします。

第9条【契約内容の変更】

加入者は、申込書への記入内容（住所・氏名・連絡先・口座等）を変更する場合には、タネット所定の方法により、すみやかにタネットに申し出るものとします。

2 加入者は、本サービスの契約内容の変更を希望する場合には、タネット所定の方法により、事前に、タネットに申し出るものとします。なお、加入者は、本サービスの契約内容の変更に際して、これに必要となる工事の費用を、本約款の第4章（施設）【施設の設置および費用負担】の規定により負担するものとし、原則として次回の利用料金に合算して、タネットまたはタネットの指定する者に支払うものとします。

3 タネットは、本サービスの契約内容を変更する場合の契約の成立については、本約款の第2章（契約）【契約の成立】の規定によるものとします。また、タネットは、変更された申込書の内容に基づいて、すみやかに本サービスを提供するものとします。

4 加入者は、本サービスの契約内容を変更した場合、タネットに対して、本約款の第5章（費用）【費用の適用】の規定により、変更後の本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、変更後の利用料金は、変更した日の属する月の翌日より適応され、日割り計算による精算は致しません。

第3章（サービスの提供）

第10条【基本サービスの内容】

タネットは、CATV施設により、加入者に本サービスを提供します。なお、本サービスには、加入者が有料の視聴契約を当該放送事業者と締結することによって受信できるものが含まれます。

2 タネットは、本サービスとして、加入者に基本サービスを、次の各号に従い提供するものとし、その詳細は、タネット所定の申込書に示す内容とします。なお、本条で言う申込書に示す内容とは、タネット所定の申込書の内、作成日が最新の申込書の内容を指します。

(1) 基本サービスとは、加入者が、タネット所定の申込書により基本サービスの利用を申し込んだ上で、(別表)の基本サービスの<利用料金>に示す利用料金を支払うことにより視聴可能となるサービスを指します。

3 加入者は、本サービスを、次の各号の方法により利用できるものとします。

(1) CATV信号をTV端末で受信することで、地上デジタル放送・自主番組を視聴することが可能となります。但し、地上デジタル放送をアナログテレビで視聴するには、TV端末に地上デジタル放送チューナーが必要です。

(2) CATV信号をラジオ端末で受信することで、FMラジオ放送を聴取することが可能となります。但しラジオ端末にはRF入力端子が必要です。

4 加入者は、基本サービスを利用する場合、加入者が1つの加入契約により供給されるCATV信号を分配し、地デジ対応テレビ、対応機器端末で直接受信することにより、基本サービスと同様の内容を視聴することが可能となります。ただし、加入契約の単位については、本約款の第2章（契約）【契約の単位】の規定によるものとし、宅内配線の分配等の施工に関しては、タネットまたはタネット認定工事業者がタネットの定める工法により行い、これに要する費用を加入者が負担するものとします。

5 タネットは、集合住宅においては、次の各号に従い本サービスを提供するものとします。

(1) 集合住宅の各世帯の利用料金は、(別表)の<基本サービス利用料金>によるものとします。

6 タネットは、戸建住宅や集合住宅以外の建造物（事業所等の法人施設、ホテル・旅館等の宿泊施設、病院等の医療施設等）においては、タネットと当該建造物の代表者との間で別に定める

契約に従い、本サービスを提供するものとします。

第11条【追加サービスの内容】

タネットは、基本サービスの加入契約を行っている加入者に対して、ペイチャネル等の追加のサービスを、次の各号に従い提供するものとし、その詳細は、タネット所定の申込書に示す内容とします。なお、本条で言う申込書に示す内容とは、タネット所定の申込書の内、作成日が最新の申込書の内容を指します。

(1) ペイチャネルとは、加入者が、タネット所定の方法によりペイチャネルの利用を申し込んだ上で、(別表)の<ペイチャネル利用料金>に示す利用料金を支払うことにより視聴可能となるサービスを指します。

第12条【サービスの内容変更】

タネットは、やむを得ぬ理由により、本サービスの内容を変更することがあります。なお、本サービスの内容の変更は、本約款の第1章(総則)【約款の改正】の規定によるものとします。

第13条【サービスの不当利用禁止】

タネットは、加入者の本約款の規定から外れる不当な方法により、本サービスを利用することを禁じます。

2 タネットは、加入者の不当な利用方法により発生したタネットの損害について、賠償請求するものとします。

第14条【サービスの提供区域】

タネットは、タネットの定める区域で本サービスを提供するものとします。

第4章(施設)

第15条【施設の設置および費用負担】

タネットは、CATV施設の内、ヘッドエンドから加入者に最寄りの光分岐器までの伝送路設備の設置に要する費用を負担するものとし、これに伴う工事は、タネットまたはタネットの指定する者が行うものとし、加入者が本サービスを利用する際に、既設の伝送路設備より伝送路の分配・延長工事およびその他の施設の設置を必要とする場合には、タネットが別に定めた基準によって、その超過分を加入者に請求する場合があります。

2 加入者は、次の各号の施設設置費用を負担するものとし、これに伴う工事は、タネットまたはタネットの指定する者が行うものとし、

(1) 引込工事に要する費用(以下「引込工事負担金」という。)
(2) 宅内工事に要する費用(以下「宅内工事費」という。)
(3) その他、引込工事・宅内工事に伴う、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事に要する費用
(4) 光終端機器の電気代

3 タネットは、加入者がCATV施設の移設・増設工事等の改変を行うことを禁止するものとし、これを必要とする場合は、タネットにその旨を申請し、タネットの許可を受けることにより改変できるものとし、また、加入者は、改変に要する費用を負担するものとし、これに伴う工事は、タネットまたはタネットの指定する者が行うものとし、

4 タネットまたはタネットの指定する者は、本サービスを利用する為に必要となる工事の終了後、加入者の都合により加入契約に至らない場合であっても、加入者が負担した金額の払い戻しは致しません。また、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事を必要とする場合はその費用を含みます。

第16条【施設の所有権と維持管理責任】

タネットは、CATV施設の所有権または長期借用権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。

2 加入者は、光終端機器の2次側以降の施設(宅内配線、増幅器、接続端子、TV端末、ラジオ端末等を含む)の所有権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。

3 集合住宅においては、オーナーは、光終端機器の2次側以降から各世帯の部屋の出力端子までの施設(宅内配線、増幅器、接続端子等を含む)の所有権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。また、各世帯は、各世帯の部屋の出力端子からTV端末・ラジオ端末等までの施設の所有権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。

4 加入者は、CATV施設の設置について、本サービスの提供を受ける建造物が加入者の個人所有である場合を除き、地主・家主・その他の利害関係人があるときは、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとし、また、タネットは、このことに関して後日問題が生じた場合があっても、その責任を負わないものとし、

5 タネットは、加入契約の成立していない第三者に、加入者が分配・配線の追加等により本サービスを提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。

6 タネットは、CATV施設の保守点検・修理および検査等、CATV施設の維持管理上で必要となる場合は、本サービスを一時中断することがあるものとし、加入者は、これを了承するものとし、

7 タネットは、本サービスを一時中断する場合、事前に加入者に対して通知するものとし、また、緊急を要する場合は、この限りではありません。

第17条【設置場所の無償使用】

タネットは、CATV施設を設置する為に、必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2 加入者は、加入者への本サービス提供に関する引込線の敷設において、第三者の民地を横断する場合には、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとし、また、タネットは、このことに関して後日問題が生じた場合があっても、その責任を負わないものとし、

第18条【便宜の供与】

加入者は、タネットまたはタネットの指定する者が、CATV施設の設置・検査・修復および宅内工事等を行うために、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。

第19条【設置場所の変更】

加入者は、次の各号の場合に限り、タネットの定める技術基準に適合していることを条件に、TV等の設置場所を変更(以下「移設」という。)することができるものとします。

(1) 移設先が同一建造物内または同一敷地内の場合
(2) 移設先がタネットのサービスの提供区域内であり、本約款の第2章(契約)【申込内容の承諾の拒否】の条件に含まれていない場合

第5章(費用)

第20条【費用の適用】

加入者は、加入料金・引込工事負担金を、初回の本サービスの利用料金に合算して、タネットに支払うものとし、また加入者は、宅内工事費を、タネットまたはタネット認定の工事業者の請求に応じて支払うものとし、ただし、タネットのサービス提供区域内の別の住宅等に移り、同一名義で本サービス提供を受ける場合は、加入料金を免除するものとし、

2 加入者は、同一の名義で2以上の加入契約をする場合、加入契約毎に加入料金・引込工事負担金、及び宅内工事費を前項のとおり支払うものとし、

3 加入者は、次の表に示す内容に従い、本サービスの利用料金を、タネットに支払うものとし、また、本サービスの利用を開始した日の属する月および停止した日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。

4 加入者は、タネットが指定する期日(金融機関の休日の場合には翌営業日)までに、タネットが指定する方法により支払うものとし、

5 タネットは、本条の費用の支払方法を口座振替と定め、これ以外の方法により支払う場合は、タネットおよび加入者の合意に基づく方法によるものとし、

6 加入者は、本条の費用について、タネットの承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとし、

7 タネットは、原則として、本条の費用について、加入者に対して請求書および領収書の発行は行いません。

8 タネットは、社会経済情勢の変化、その他の事情により、利用料金の改定をすることがあります。その場合、タネットは、改定の1ヶ月前までに、改訂後の利用料金を加入者に通知するものとし、

9 日本放送協会(以下「NHK」という。)BSの放送受信料は、タネットの利用料金の中に含まれません。

10 日本放送協会(以下「NHK」という。)BSの放送受信料については、タネットが代行徴収できるものとし、

11 利用料金の支払いが継続して3ヶ月に渡り滞った場合等、契約に違反する行為があった場合は、本サービスの提供を強制停止させて頂く場合があります。また、違反行為に対して、催告したにも関わらず、支払いを怠った場合は、加入契約を解除する場合があります。

第21条【費用の明細】

加入者は、前条の費用の明細に関し、これを記載した明細書において確認することができます。なお、加入者は、タネットに当該明細書の発行を求めた場合、(別表)の<利用料金明細書の発行費用>に示す費用を負担するものとし、

2 加入者は、当該明細書の発行費用を、本サービスの利用料金に合算して、タネットに支払うものとし、

第6章(故障等)

第22条【故障時の対応】

タネットは、CATV施設に故障等が生じた場合は、すみやかにこの施設の修復を行い、これに要する費用をタネットが負担するものとし、

2 タネットは、加入者よりCATV施設に異常がある旨の申し出があった場合は、これを調査し必要な処置を講ずるものとし、ただし、調査の結果、タネットが維持管理する責任を負わない部分の異常であると判明した場合は、本約款の第4章(施設)【施設の所有権と維持管理責任】の規定に従い、維持管理する責任を負う者にて修復し、これに要する費用を維持管理する責任を負う者が負担するものとし、

3 加入者は、加入者の故意または過失により、CATV施設に故障を生じた場合は、タネットがこの施設の修復を行い、これに要する費用を加入者が負担するものとし、

4 タネットは、加入者が故意または過失により機器・備品を破損した場合、または本来の用法に従って使用しなかったことにより破損した場合、(別表)の<機器・備品の賠償費用>に定める費用を加入者に対して請求し、加入者がこの費用を支払うことで交換するものとし、

第7章(紛失等)

第23条【貸与物の紛失】

V-ONUやD-ONU等が紛失・盗難等により使用できなくなった場合、すみやかにその旨をタネットに届け出るものとし、タネットが(別表)の<機器・備品の賠償費用>に定める費用を加入者に対して請求し、加入者がこの費用を支払うことで、これを交換するものとし、

2 V-ONUやD-ONUの紛失・盗難等の届出を受けた場合、その届出の受理後、すみやかにその機能を停止するものとし、

第8章(サービスの一時休止)

第24条【一時休止】

加入者の、基本サービスの一時休止は原則認めないものとし、但し最低利用期間の6ヶ月経過後、必然の理由がある場合は別途協議することとする。

第9章(解約と解除)

第25条【解約】

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約をする日の30日前までに、タネット所定の解約届により、タネットに対し事前にその旨を申し出るものとし、

2 加入者は、加入契約を解約する日の属する月の利用料金まで支払うものとし、なお、解約した日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。

3 加入者は、本サービスのみ解約する場合、別に定める『インターネット接続サービス約款』の規定に従い、サービスを提供されるものとし、

4 加入者は、本サービスの最低利用期間である6ヶ月以内に、加入契約を解約した場合であっても、既に発生している、加入料金・引込工事負担金・宅内工事費および6ヶ月分の利用料金を、タネットまたはタネットの指定する業者に対して支払う義務を負います。

5 加入者は、加入契約を解約した場合、直ちに約款による全ての権利を失います。

6 タネットは、加入者が加入契約を解約した場合であっても、加入者に加入料金を払い戻すことは致しません。

第26条【契約の解除】

タネットは、次の各号の場合を違反行為とし、本サービスの提供を停止できるものとし、また、タネットは、加入者に対して違反行為の是正を催告したにもかかわらず、これが是正されなかった場合は、加入契約を解除することができるものとし、

- (1) 加入者が加入料金・引込工事負担金・宅内工事費等を支払期日までに支払わなかった場合
- (2) 利用料金を継続して3ヶ月支払わなかった場合
- (3) 加入者または本約款の第5章（費用）【費用の適用】に規定する第三者が、この約款に定める料金の支払い義務を怠った場合
- (4) その他この約款に違反したと認められる場合
 - 2 前項のタネットから加入者に対する違反行為の是正の催告が、加入者の都合により加入者に到達しない場合は、何ら加入者への通知なしに加入契約を解除することができるものとします。
 - 3 タネットは、電力・電話の無電柱化等、やむを得ない事由によりCATV施設の移設・変更を余儀なくされ、かつCATV施設の代替構築が困難な場合は、加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。
 - 4 タネットは、オーナーとの集合住宅加入申込契約が終了した場合、当該集合住宅での本サービスの提供を終了するものとします。
 - 5 加入者は、加入契約の解除された日の属する月の利用料金を含む、未払い分の利用料金を支払う義務を負います。なお、加入契約が解除された日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。
 - 6 加入者は、本サービスの最低利用期間である6ヶ月以内に、加入契約が解除された場合であっても、既に発生している、加入料金・引込工事負担金・宅内工事費および6ヶ月分の利用料金を、タネットまたはタネット認定の工事業者に対して支払う義務を負います。
 - 7 加入者は、加入契約を解除された場合、直ちに約款による全ての権利を失います。
 - 8 タネットは、加入契約を解除した場合であっても、加入者に加入料金を払い戻すことは致しません。
 - 9 タネットは、加入契約を解除した場合、加入者が別途支払ったNHKのBS放送受信料は払い戻されず、加入者に不利益・損害等が生ずることがあっても、責任を負わないものとします。

第10章（責任）

第27条【放送内容の変更】

タネットは、やむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、タネットは、放送内容の変更によって生じる損害の賠償には、応じないものとします。

第28条【損害賠償】

タネットは、タネットの責めに帰すべき事由により、本約款の第3章（サービスの提供）【基本サービスの内容】に規定する本サービスの提供ができない状態（チャンネルの全てが停止した状態）を生じ、かつこの状態をタネットが知り得てから、月のうち14日以上継続した場合に限り、当該月分の利用料金を無料とします。

2 タネットは、タネットの責めに帰すべき事由により、本約款の第3章（サービスの提供）【追加サービスの内容】に規定するペイチャンネルの提供ができない状態を生じ、かつこの状態をタネットが知り得てから、月のうち14日以上継続した場合に限り、該当するチャンネルの当該月分の利用料金を無料とします。

第29条【免責事項】

タネットは、本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、第10章（責任）【損害賠償】の規定によるほか、何ら責任を負いません。

- 2 タネットは、登録コードの、使用上の過誤または第三者の不正使用に起因する損害は、加入者が責任を負うものとし、タネットは、このことに関して責任を負わないものとします。
- 3 タネットは、次の各号の場合における本サービス提供の停止について、賠償等一切の責任は負わないものとします。

- (1) CATV施設の維持管理上で必要となる場合
- (2) 天災、事変、非常事態、法令上の制限、停電
- (3) フェージング等の気象状況による、タネットの責に帰することのできない受信障害
- (4) 番組供給会社側の機能停止
- (5) 放送衛星（BS）、通信衛星（CS）の機能停止
- (6) その他タネットの責めに帰することのできない事由
- 4 タネットは、次の各号の場合における加入者の施設（宅内配線、増幅器、接続端子、TV端末、ラジオ端末等を含む）の損害等について、賠償等一切の責任は負わないものとします。
 - (1) 天災、事変
 - (2) その他タネットの責めに帰することのできない事由

第30条【著作権および著作隣接権侵害の禁止】

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用する場合を除き、ビデオデッキ、DVDレコーダ、インターネットその他の方法等により、本サービスの複製およびかかる複製物の上映、配信、売買、その他タネットが本サービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第11章（雑則）

第31条【個人情報の保護】

タネットは、個人情報の保護に関して加入申込書に記載している「個人情報の保護に関する宣言」に基づき適正に取扱い、保護に努めます。

第32条【国内法への準拠】

本約款は、日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第33条【定めなき事項】

この約款に定めなき事項が生じた場合、タネットおよび加入者は加入契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

(別表)

料金表（消費税込）	
一時負担金	
【一時負担金】	
加入料金	33,000円
引込工事負担金	88,000円
宅内工事費	実費

利用料金

【基本サービス】

<基本サービス利用料金>

戸建住宅	月額 1,100円
------	-----------

注：NHKの放送受信料（地上契約、衛星契約）は、タネットの「利用料金」の中に含まれておりません。

その他の費用

【書類発行】

<利用料金明細書の発行費用>

利用料金明細書	月額 110円/部
---------	-----------

<利用料金請求書の発行費用>

利用料金請求書	月額 110円/部
---------	-----------

<利用料金領収書の発行費用>

利用料金領収書	月額 110円/部
---------	-----------

【撤去】

<解約時撤去費用>

引込線撤去費用	実費
---------	----

【賠償費用】

<機器・備品の賠償費用>

貸与機器・備品	実費
光終端装置	実費

付 則

- (1) ペイチャンネルは、基本サービスをご利用頂いている場合のみご利用頂けます。
- (2) 加入者の宅内施設の状況により、特定のサービスをご利用頂けない場合があります。
- (3) この約款は、平成23年より実施します。